

第16回 社会資本整備等ワーキング・グループ 議事要旨

1. 開催日時：2016年10月12日（水） 8:30～10:20
 2. 場 所：内閣府本府3階 特別会議室
 3. 出席委員等
高橋 進（主査） 日本総合研究所理事長
赤井 伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授
羽藤 英二 東京大学大学院工学系研究科教授
鈴木 準 株式会社大和総研主席研究員（オブザーバー参加）

亀井 孝行 香川県政策部次長
他内閣府事務局
-

（概要）

<テーマ：地方公共団体ヒアリング（公共施設のストック適正化・インフラ老朽化対策の推進）>

（香川県より説明後、以下のとおり意見交換）

（委員）

1つは、協議会をつくられたわけだが、最初から県のリーダーシップで動いていったように説明を伺ったと思うのだけれども、かなり早い時期から県内で一水道にしようというコンセンサスみたいなものがあつたのか、それとも、途中からそういう話になつたのか。これが1点目の質問である。

2点目が、幾つかハードルがあつたということで、温度差の問題、利害関係者の問題、効果、料金等々御説明があつた。この中で、なぜ今やらなくてはいけないのかという疑問に対して、どのようにお答えになつたのかということ。利害関係者の反対は当然あると思うのだが、この辺に対してどのように対処されたのかということ。

細かい話で恐縮だが、7ページの基本的事項の取りまとめの項目の中で、下から3つ目に一般会計繰出金をルール化とあるが、具体的にはどんなことを指しているのかということ。

最後のページで述べられたのは、非常に参考になる。もちろん、これだけ広域化することのメリットが大きくなると、国の補助があろうがなかろうがやられることのメリットはすごく大きいのは一目瞭然だとは思ふが、さはさりな

がら、国からそれを後押しするための仕組みが必要だというのはよくわかる。

最後で、私どもがよく言っているのが、インセンティブを与えることで、自主的な取り組みをどんどん進めていただくことが重要であり、そういう自治体に対して支援すべきだと言っている。もし具体的にこういうインセンティブがあったらやりやすいとかいう御提案が何かあればお伺いしたい。

(香川県)

まず、コンセンサスをどのように得たのかという質問については、いろいろな問題点を指摘され、それをどのように解決していくかということで、資料7ページの基本的事項の取りまとめで基本的な方向性を出した。

2ページの香川県の地図で市町の配置があるが、規模が格段に違う。高松市は人口42万人だが、島嶼部や山間部のほうは人口も少なく、水道事業としては厳しいところで、経営状況が違う、施設整備の水準が違うというのをどのように調整していくかという課題があった。10ページは説明を省略させていただいたが、事業体間の公平性を確保するため、当初の10年間を区分経理ということで、今までどおりばらばらの経理をする。経過措置と位置づけているのだが、経理を一つの事業体の中で箱を分けて区分して経理することによって、10年間で一定の格差を調整する。格差の調整の方法として大きく3つあり、1つ目は、施設整備の水準をある程度近づけるということで、平成55年度までの経年施設更新計画の中で、今まであまり取り組んでいなかった施設の更新を計画的にやることによって、10年間である程度水準の差を是正する。

次に、内部留保資金、貯金に当たるものだが、これを料金収入の50%以上、10年間でそういう目標を達成してください。最後に、企業債、借金も料金収入の3.5倍以内を達成してください。目標を達成するためには、料金を値上げするしかないのだけれども、料金値上げが著しい事業体については、総務省の繰り出し基準に基づき、一般会計から繰り出しを行うというルールをつくっている。

こういう中で、一定の格差の是正を図ることと、格差の是正を図ることによって水道料金がどうなるかが一番大きな問題。それによって当初はかなり料金上昇が著しいという内容になったのだが、一定更新基準を緩めたというところもあり、料金の上昇がそれほど大きくなかった。

何よりもコンセンサスを得るためには、料金がどうなるかが大きいということで、16ページで料金シミュレーションを記載しているが、こういう料金シミュレーションになるのだと。しかも、現在、かなり施設が老朽化しており、漏水とか水が噴き出す事故が頻発しているが、そういうものが改善されるということで、今、取り組まないと将来困ることになると。人口が減少して行って、料金がどんどん減っていくのだけれども、更新需要はどんどん増えていくのだ

ということで、そういうことをよく考えてくださいということで、直接説明に伺い、理解をいただいたということである。

次に、温度差で、なぜ今、進めなければならないかということについて、現時点で全ての市町は黒字で経営されているわけだが、それはつくられた黒字で、必要な施設整備、更新を行っていないという中で、水道料金がまず先にあって、水道料金は、議会の議決が必要なので、値上げをすると必ずといっていいほど議会から反対が出るということで、水道料金の値上げには非常に慎重になっている。そういう中で黒字が出たらその分を更新に回すという逆の経営をしており、きちんと施設の維持管理ができて、総括原価主義で、必要なものを行った上で幾らに料金を設定するかが本来なのだが、その逆をやっているということ。

この状態がいつまで続くのかと。これを続けると、10年後、20年後には、今でも漏水の事故が起こっているのが頻発する。漏水が頻発したときには、インフラとしての水道事業が行えなくなりますということで、今が一番ポイントになりますと。先ほどの15ページの図でもあったように、浄水場の白いところについても、すぐ更新をしなければならぬ浄水場であり、今、広域化をしないと、これらの白いところの浄水場も更新をしなければならぬということ、費用がかさみますよ、水道料金が上がりますよということで、今、広域化をやる必要がありますという説明をしてきた。

利害関係者については、水利のことが一番心配されたのだけれども、基本的に水利については、企業団においても、関係を維持するということ。

水道工事の業者から不安の声があったが、水道事業は地元のことをよく知っている業者と水道事業体がともに助け合わないといけないということを説明申し上げた。

そのようなことで、利害関係者についても理解を得られていると考えている。

7ページの一般会計繰出金について、当初、平成26年の取りまとめのときは、総務省の繰り出し基準どおり経営のいいところも悪いところも厚労省の補助金と同じ額を繰り出してくださいという整理をしていた。これは経営のいい事業体から反対があった。何で経営のいい我々が厳しい財政事情の中で繰り出す必要があるのだという指摘があり、その部分は法定の協議会に入り修正をしており、料金値上げが著しいところだけお願いしたいということに変更をしている。

国の具体的な支援の枠組みについて、各省庁でいろいろ進めたい施策があるかと思うが、そういうものをモデル的に採択して、モデル事業としてやっているような部分もあると思うが、特に進めたいような事業があれば、先導的なものに対して補助していく制度をつくっていただけたら非常に助かるということと、補助制度が非常にありがたいということで、これがないと実際、大きな事業体はよいのだが、小さい事業体は非常に経営が苦しいということで、国の

補助金頼み、交付税頼みというところがあり、こういうところを広域化して、将来のインフラの安定に努めよう、水道というインフラを将来的にも、50年、100年先にも安定して経営していこうというものについては、褒美というか、そういう制度を充実していただきたいというところが一番お願いしたいところである。

(委員)

御丁寧に御説明いただき、理解できた。

1点だけ、広域化といった場合に、普通はまず2～3なり周辺の市町村で一緒にやってみようということから始まるように思うのだが、一挙に県統一まで行ったというのは、何か香川県は特殊な事情があるのだろうか。

(香川県)

全国的な例で、流域単位とか大きな事業体の周辺だけ広域化するという事例が多いと思うけれども、香川県の場合、全国一小さい面積ということもあるが、県が水道用水供給事業をやっており、ほぼ全ての市町に水道水の卸売をやっているわけである。

そういうことで、約半分は県の水が各家庭に入っているというところがあり、県が持っているインフラと市町のインフラを一体的に運営することになると、非常に効果が高いということで、そういう中でどうせやるなら県と市町が一体になって県全域でやろうということである。

(財務省)

国の支援のあり方について御指摘があったので、若干説明をさせていただきたい。

水道事業に対する公共事業の予算は、ここしばらくずっと減少を続けている。背景にあるのは、普及、人口カバー率がほぼ100%に近い水準に達しているのと、水道事業自体、法律上利用者負担の原則に基づいて、独立採算で行うことが原則になっているので、抑制方針を進めているということである。

一方、事業主体が市町村の中でも複数あったりという状況が続いており、経営基盤が低いという課題がある。これは実は、私もかつて担当を10年ほど前にしていたのだが、ここ10年来ずっと課題として、予算編成過程でも指摘し続けているところである。

もともと、今日、御説明の中でも、県がインフラを提供していたことから事業の統一化につながったところがあるが、多くの自治体では水系ごとに事業主体をつくっていて、それぞれに料金体系があることが、統合していく過程での

かなりのネックになっている場合があると思う。

そういった中で、財政支援が重要だということも私どもは認識している。ただ、対象の交付金が生活基盤施設耐震化等交付金ということで、実はこの中で経営基盤の弱い脆弱な事業主体への更新投資への助成もかなりの部分入っている。

これは、広域化のディスインセンティブになっている面もあるのではないかとすることは指摘しているところである。その意味では、広域化にこの交付金の使途を重点化していくのも、一つの施策の方向性と考えている。

(委員)

質問が2点ある。インセンティブの話が出たので、統合のためのインセンティブというか補助金がふえればいいたろうというのはわかるけれど、一方で首長さん的には今やる仕組みがないから、遅れてやったほうがいいのだという話は、インセンティブがあるからやるということだとすれば、モラルハザードではないかという気もする。

補助があるからやる。そうすると、補助の分は出費になる。本来、ちゃんという言い方は失礼なのだけれども、県がリーダーシップをとってより廉価な形で水道事業を展開する方向に導いていくべきではないか。もちろんお金が必要だというのはわかる。しかし、果たしてそれが全体の財政を見たときにいいのかということあたりで、現場で相当説得に回られているところの感触をお聞かせいただきたい。これが一点。

2点目は、料金差が20立方メートルで4,194円と2,570円ですから、1,624円で相当差がある。差があるというのは、先ほどお話があったように、当然、水系ごとにそれぞれ小規模のものがあって、そこへの補助も含めてディスインセンティブがあるからだという話だけれど、極論とすると広域化を進めればいいという話だと、四国で全部一つでいいのかとか、日本全部で一つなのか。そんなことはあり得ない。県として本当にこれは県だから全部一枚岩で、島嶼部も全部セットにして統一料金でやるというのが本当にいいのか。県で一つだというのは一つの理屈ではあるのだけれど、香川は地形的にここはフラットなので、何となくはわかるが、もう少し違う区切り方でやったほうが効率的にできるような場合もあるのか、あるいはないのか。例えば四国中央みたいのところ、隣接している県を越えたようなところも一緒にやったほうがひょっとしたらいいのかということもあるし、このあたりの水道の範囲の切り取り方。これについて、もし何か、統一という形でやってはおられるのだが、もっとこういうやり方もあるのではないかとすることがあれば、少しお聞かせいただきたい。

(香川県)

現場を説得するに当たっていろいろな話があり、余りに早く進めると国の支援制度は得られないのではないか、国の支援制度がはっきりしてから取り組んだほうが得ではないかという話があった。これらについては、厚生労働省の広域化をすると補助がいただけるという制度があるということで、これで得なのだという説明をさせていただいたのだが、なかなか予算の枠が確保できていないということで、要望額の65%ぐらいしかいただけないのだったらどうかという意見もあったが、65%でもいただけることはありがたいのだという話もした。

そういうことで、将来的に必要なのだと。単独でやるとどうなりますかということで、私は説得をしたつもりである。水道料金を一定に保って余剰部分で更新をするということをやっている。それはいつまでも続かないのですと申し上げ、御理解を得たということ。一番大きいのはシミュレーション。財政収支の試算をして、広域化したほうが有利ですというところが一番大きかった。

体力差については、きちんと完全に体力差を是正するべきではないかとか、広域化をしたときに、その体力差の分を持参金方式で、一般会計からお金を持ち込んだらどうかという意見もあったけれども、一般会計が非常に厳しい状況で、財政調整基金もほとんど持っていないところが多いので、そういうものは現実的に不可能ということと、水道料金で原則経営すべきというところもあり、10年間で低いハードルだが、そのハードルを設けて、それを達成することで体力差を是正しようということで合意が得られたので、今のような状況になっている。

県で一つになぜなったのかということについて、委員の御質問にもあったように、若干他の県と違うところは面積が狭いということ。大阪も全体を一つにしようという目標を持っておられるようだが、面積が小さいということが一つあろうかと思う。

ほかの面積の大きいところは、地域によってかなり水源も違うし、昔の藩が違うということもあって、同じ県だけれども藩が違って文化が違うようなところもある。そういうところまで一つにするのは、難しいのではないかと考えており、これはそれぞれ違う考え方があるのではないか。

奈良の考え方は、県を3つに分けて広域化を進めようという考え方をされているけれども、そういうことで、それぞれ地形や文化が違うので、それに応じて県全体でやろう、あるいは県域をまたいでやろうとか、県内で、やはり流域でやろうとか、いろいろと事情によって一番効率的なやり方を選ぶのがいいのではないかと考えている。

(委員)

1つ目は、この収支で全自治体が結局得をするような仕組みにうまくできたのかどうか。最後の17ページに表があるが、中心部も今よりも下がるというのがちゃんとできて、全員がメリットを得られる仕組みをつくれたのか。

2番目が、今後の料金決定はどのような仕組みでやるのか。例えば大阪でも全員でやろうとすると、大きな大阪市などとほかがひっついてしまうと、大阪市が全て決めてしまうのではないかみたいなことでうまくいかなかったのだけれども、この場合は誰がどのようなリードをして、今後、料金を決めていくのか。

3番目が、施設は今後、人口減少でコンパクト化していくこともあるのだが、自然に可能な部分だけを想定しているのか、または、もうちょっと誘導的に、でも、全域を想定した施設の再編計画を反映しているのか。

(委員)

質問されていない点で、4ページ目の平成28年に新たに2市加わったというところがあるのだが、過去、どうしてこの2市は加わらなくて、何がきっかけで加わるようになったのかを教えてください。

(委員)

今、料金は誰が決めるのかというお話があったが、そうしたガバナンスについて。13ページでイメージを御説明いただいたけれども、企業長がいて運営協議会があって企業団議会があって監査委員いる。先ほどいみじくも述べられたように、これまでは議会でなかなか料金の引上げが通らなくて、黒字が出た分だけしか更新してこなかった、逆の経営をやってきたと述べられた。国の財政支援も重要かもしれないが、ガバナンスが決定的に重要だと思う。その点については、どのように議論が進められているのか。それから、今後、10年間で内部留保を積み立てて企業債残高を減らすということだが、10年後にそれを満たせなかった自治体が出た場合の取扱いは、どのような合意になっているのか、教えてください。

(香川県)

全自治体が入るメリットということで、先ほど他の委員からも御質問があったように、体力が弱いとか、財政状況が悪いところを入れると、全体が下がってしまうので、それを排除すべきではないかというような意見もあったが、もう全域でやるのだということで、専門委員からの提言もあったので、そういうことで進めてきた。

(委員)

結局、自治体の中では入らないほうが得するようなところも存在していたけれども、全体のためだと思って我慢したということか。それは割と重要で、なかなかそういかないのが現実である。本当は、そのように全体のことを見てやってもらえると大分楽なのだが。

(香川県)

料金のシミュレーションの中で、全事業体にメリットが出るというシミュレーション結果が出た。メリットにも大小はあったが、全体としてはメリットが出るということと、将来に向けて大きなところは包容力も必要なのかなというのはあった。

(委員) すばらしい。それは大事である。

(香川県)

料金は企業団議会で決定することになるが、この議会については、各市町の議員さんの中から代表者を選出していただくという格好で考えている。

施設の再編については、15ページの地図にあるように、再編をあらかじめ計画に織り込んでいます。水道管自体は短くできないので、水道管が短くならないのに何で統合してメリットがあるのだという意見が議員さんからあった。水道管は確かに短くならないけれども、小さな浄水場は統合して大きな浄水場に置きかえることができるということで、この部分で大きなメリットがあるということで、人件費部分とか、いろいろなメリットがありますという御説明をさせていただいた。

また、当初2市が加入しなかったが、これはいろいろな関係団体の御理解が得られなかった部分が大きく、そのあたりを1年かけて説得して、1年おくれで参加していただいたということである。

13ページの組織図は、地方公営企業法で規定されているものと、運営協議会は法的にない組織なのだが、構成団体が非常に多いということで、構成団体の市長さん、町長さんが入っていただいて、企業団運営の重要事項について御審議いただくという形になっている。

10年間で達成できなかった場合という話について、10年間で達成するという話の中のシミュレーション、財政収支の試算をしており、それを達成する前提で経営をしていくということなので、達成できないということはありません。

(委員)

確認させていただきたい。計画期間後、料金を統一するわけだが、統一された後の料金はどこで決まるのか。

(香川県) 企業団全体として必要な収入と支出の関係の中で料金を決定するというので、企業長でそういう料金を設定して、企業団議会で議決をいただいて決定することになる。

(委員) そうすると、議会は通らないのか。議会の承認である。

(香川県) 議会の承認がないと料金は決定できない。

(委員) そのときの議会とは、県議会か、それとも、各市議会か。

(香川県)

これは企業団の議会で、企業団とは地方公営企業法で規定されているもので、自治法でいう一部事務組合、特別地方公共団体に当たる。その中で議会を設置することとなっており、その議会の構成については、県と各市町から、その議会の中から代表者を選出していただき、それが企業団議会を構成するという事にしようと考えている。

<テーマ：関係省庁ヒアリング(PPP/PFIの推進に係る進捗確認)>

(PFI推進室より説明後、以下のとおり意見交換)

(委員)

5月に決定されたPPP/PFIアクションプランには経済・財政一体改革への貢献ということも書いてあり、着実に進めていただくということだと思うが、それを経済・財政一体改革としても取り込んでいるという意味で1点だけコメント。6ページで、新たなKPIの提案として、事業規模について明確化されるのはよいのだが、2022年度までの10年間での数字である。また、「2. KPIの設定②」の新たなKPIで、いわゆる類型Ⅰのコンセッションは2016年度や2018年度までが対象なので問題ないが、類型ⅡとⅢは2022年度までの数字になってい

る。実は社会保障分野でも地域医療構想は2025年度までの計画であり、医療費適正化計画は2023年度までの計画である。それぞれ法律に則って行っている制度だが、それを経済・財政一体改革としても取り込むに際しては、経済・財政一体改革は2018年度に中間評価行うことになっており、2020年度がある意味ではゴールであることとの関係を明確化しておく必要がある。つまり、2018年度や2020年度を基準に経済・財政一体改革の進捗管理をしていくときに、PPP／PFIアクションプラン自体は2022年度までの計画になっているので、どのように進捗を測っていくのか、あるいは捉えていくのか。2020年度でどういう進捗評価にならなければならないのかをある程度決めておかないと、後で非常に困ることになりかねない。もしかすると既にそれについて議論されているかもしれないが、明確にしておく必要があるということをコメントしておきたい。

(委員)

非常に意欲的に取り組まれているというご説明と伺った。

1点、数字の確認だが、6ページ目の、今回は21兆円と数字を示しているが、2013年からのため、既に過去分も含んだ数字だと思うが、例えば2016年度までだと既に、公募がかかっているものとか進んでいるものもあると思うが、そうした過去分は21兆円のうちどのぐらいを占めていて、どのぐらいこの先取り組まれる必要が目標達成のためにあるのかを教えてください。

(委員)

同じく6ページ、歳出削減等効果で2.7兆円を見込まれているが、これも今、言われたように、過去の分と今の分とがどのぐらいになるのかということと、歳出削減は公的な予算がどのぐらい削減できたかと、事業実施に伴う歳入増加効果とは、例えばコンセッションの場合コンセッションが受けるものを含んでいるのか、この詳細とか、例えば空港などだと今、進んでいるが、コンセッションによって地域に波及する利便性の効果など、そのような効果はひとまずは考慮しないということなのか、そのあたりを教えてください。

(委員)

相当進んでいるなという印象であり、特にはない。2013年から2022年までの10年間で目標21兆円と掲げられており、トータルのPPP／PFIの推進のアクションプランは全体としての計画がちゃんとあった上で、今、進みぎみであるとか、進んでいないとかいうことは確認可能なのか、それとも、この数字自体がこれからいろいろ変わっていくものなのかということ。

もともとは公のところはやっていたところを民にやるということであるため、

それだけでも経済好循環であると思う一方で、でき上がっていったものが運用されているサービスの質のチェックみたいなことをしたとき、中にはうまくいっていないようなものも出てこない、本来はこれだけの事業をやっているのではおかしいと思うが、そのあたりのチェック機能はどのようにお考えなのか。

(委員)

プラットフォームの形成支援であるが、プラットフォームは形成支援が終わるとなくなってしまうところもあるのか、ちょっとそういう印象も受けたのだが、その辺の実情を教えてください。

11ページの優先的検討規程で、「これから策定」が76%ありますが、いつまでに策定という期限は切っているのかということ。

(PFI推進室)

委員に意見をいただいた点、進捗管理については、毎年実施をしたいと考えている。資料6ページの3.について、平成27年度、昨年度の事業規模、コンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業の導入件数や歳出削減等の効果を現在、総務省と連名で全自治体に調査をかけているので、その結果も含めて公表したいと考えているが、これは今年度だけの話ではなくて、来年度以降も続けていきたいと考えている。

委員の、21兆円の過去分の指摘について、私どもの計り方は、契約を結んだ時点で事業規模に入れ込むことにしている。そのため、閑空のコンセッション事業の事業規模として21兆円のうち約5兆円はもう含まれているという考え方になる。

委員の2.7兆円の詳細の話と地域の波及効果の話について、私どもは試みの計算ということで、歳出削減等効果について、アクションプランに記載させていただいている。^[A1]

なお、運営権対価については、これの外数として約2.3兆円と試算してアクションプランに書いている。地域の波及効果も、アクションプランを策定するに当たって、PFI推進委員会のもとプロジェクトチームを立ち上げ、有識者の先生方に事業規模目標との関係について議論いただいた。仙台空港についても、地域波及効果について算出しようと試みたが、現時点では計算ができずにいる状況であり、可能であればチャレンジすべきだと私どもは考えている。

委員の、21兆円の数字は変わり得るのかという部分については、毎年事業規模を把握していく中で、余りにも私どもが最初に見込んだ数字よりも変わってくるようであれば、目標をさらに上に高めるなど現実を見ながらきちんと対応していきたいと考えている。

質のチェックをどうするのかは非常に難しい問題であり、私どもも自治体の方からPFIの個別の相談を受けるが、自治体の事業に対してなかなか口を出せないということがあり、質をチェックするというよりも、お悩みの自治体に対してはこういう事例がありますということで何かいい事例を紹介させていただくという形で対応させていただいているところ。

委員がおっしゃられた、プラットホーム支援が私どもの支援事業が終わったら支援しなくなるのかという指摘については、引き続き今年度も昨年度支援した自治体に対して専門家を送らせていただいている。習志野市については、自主的に金融機関の方を呼んで、過去の給食センターの事例などをヒアリングしているので、そういう自治体の自主的な動きなども捉まえながら、私どもはできる限りの支援をさせていただき、末永くプラットホームが続くように支援していきたいと考えている。

優先的検討規程をいつまでに策定するのかというのは、今年度内目標であり、今年度内に策定するというのがこのパーセントだと認識している。

(委員)

今までの回答の中で、2ポツの「(2)新たなKPI」の①で、コンセッション事業で空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件は年度が2016年度までになっているが、ここに入っているのは、今、案件として挙がっているものでしたか。

(PFI推進室) はい。

(委員)

2017年度以降もいろいろ挙がってくる可能性もあるが、それはまだ入っていない。

(PFI推進室) 入っていない。

(委員) そこは何か目標はないのか。

(PFI推進室) ない。

(委員) それはつくっていかなくていいのか。

(PFI推進室)

2016年度までに6件ということについては、事業実施ではなくて、実施方針を公表するとか、コンセッションに限った形での検討を進めるとか、そういうものを入れている。

(委員)

それと、委員が質問されたことであるが、一応、財政健全化の中間目標が2018年、最終黒字化目標が2020年になるわけであるが、そこの中間ラップは何か意識していなかったか。これは2022年まで行ってしまうのか。中間は何か置いていなかったか。

(PFI推進室) 置いてはいない。

(委員) そこをどうするか。

(財務省)

今の指摘は非常に重要なポイントと思っている。まさに歳出改革は財政健全化目標を達成していくために、経済再生と財政再建を両立させていく中で定められているのだと思っており、この効果をしっかり予算に反映していくことが大事だと思っている。恐らく担当部署の悩ましいところは、効果をどういった形で示していくかというところがあると思う。

一方で、私ども国の一般会計予算あるいは特別会計を管理している者としては、例えば空港のコンセッションによる改善効果は、最終的には国庫の一般会計繰り入れをどれだけ抑制できたかというところが一つの重要なポイントになってくるかと思う。そうなると、恐らくこの数字としてはかなり小さくなっていくという面もあるかと思うが、恐らく自治体にとってもそういったこの指標で見えていくかは注目していかなければいけないと思っている。

(委員) なかなか難しい。具体的な案件の進捗にもよる。どうしたらいいか。

<テーマ：関係省庁ヒアリング(国公有資産の適正化に係る進捗確認)>

(総務省、国交省より説明後、以下のとおり意見交換)

(委員)

総務省、は固定資産台帳の整備は100に近づいているということでもいいと思うが、「見える化」について、3ページの先行して公表されている事例集で、3.に総務省の地域振興室がやられた調査研究報告書が例示されているが、これを拝見したら、確かに事例の紹介もあるが、相対的に自治体が余り保有不動産の「見える化」や、そういうことに余り積極的ではないというのは、確か前段の書き出しのところにあったような気がするが、「見える化」についても、全ての自治体で基本的に「見える化」をしていただける方向に動いていると理解してよろしいのか。

国交省は、細かい話であるが、小松で出資者というのは、どんな人が投資家になるのかということと、下のクラウドファンディングについて、最近、事例がどのくらいあるのかどうか、その辺を教えていただきたい。

(委員)

公的不動産について、確かに資本金を引下げるというのは、実際、地域を回っているとそういう小さな案件が相当あるので、いいのだろうなと思ったが、聞きたいのは、KPIについて、PREを使った目標は何か設定されるようなものなのか。

これぐらいの公的不動産が今年度に生み出されたということは、結局SPCのほうの資本金の規模みたいなもので見るとか、あるいは先ほどから言っているように、経済的な循環が生まれたということであると、古民家みたいなことであれば、もしかすると景観が守られるようなことも効果かもしれないが、あるいは入り込み客が不動産が活性化したことによって増えるようなこともあるだろう。社会資本の中ではストック効果みたいな形で、公的なものについては少し深掘りして見るということをしているが、公的不動産を活用した不動産の特定共同事業に関して、KPIを一体どういうものにしていったらいいかという議論が進んでいるかどうかを、少しお聞かせいただければと思った。

(委員)

まず、直接ではないかもしれないが、総務省の初めの未利用資産の表について。最近、記者からも聞かれて、相続する人がいないであるとか、地方では人

口が減少しているため未利用な土地が拡大してきている。なかなか誰が引き継ぐかわからないところで、公的な法で物納なども含めて引き継いでいくというものとか、誰が所有しているかわからないような資産みたいなものが増えていく。

そのような土地を物納とかそういう形で引き取ってくると、細かな地方の奥地の土地みたいなものも増えてくると思うが、そういうものもここに定義上は入れていくことになるため、細かいところ、どのような規模とかまで、全て入れていくという方針でいいのか、それはそれでいいと思うが、今後、どんどん増えていくと思うので、それに価値があるのかどうかかわからないが、それについて教えてください。

国土交通省の方は、確かに有効利用されていることいいとは思いますが、民間ベースで入っていると、うまくいかなければ撤退でいいと思うが、それが公的不動産に第三セクターや何らかの形で公的なお金を無理やりつけて入れている場合は、賑わっていても、多くの税金を投入しているような場合に、有効活用として成功していると言えるのか、私の理解が間違っていたら教えていただきたい。

(委員)

一点だけ、総務省について、未利用資産の情報をこういった形で「見える化」するというか公表する場合に、例えば未利用であって売却可能だということに関心があるといった場合は、これは各自治体に問い合わせてくれということになるのか。「見える化」までの話であって、その先はもう、あとは自治体の取り組みに任されているのが未利用資産の活用という観点からの考え方なのかということをお聞きしたい。

(委員)

先ほど委員がおっしゃったことから派生してだが、総務省に固定資産台帳の整備とその後の活用という観点でお聞きしたい。

現場では、自治体の土地と民有地の境界がはっきりしないとか、自治体取得した不動産が不法に占有されているとか、あぜ道や土手や水路などの形で自治体の土地を自分の土地だと誤信して民間が使用しているとか、そういう問題は発生していないか。そうしたことは、全く気にしなくてよいか。仮に、民間が誤信して自治体の土地を使用しているようなことがあれば、当然、買い取りを求めていくとか、賃貸借契約を結んで賃料を取っていくといったことをやるべきだと思うが、そういう問題があるかないか、気にしなくてよいかおたずねしたい。

仮にそういう問題があるとしたら、資料2-2の2頁にある台帳のイメージで、「用途」の欄はどのように表記されるのか。例えば不法に占有されていて訴訟中であれば、そのことが「見える化」されるのかどうか。

間違っていたら指摘いただきたいが、国有地については時効取得の制度があるけれども、自治体の場合にはそれは認めずに訴訟でやっているということが大分前に見聞きしたことがある。この認識が正しいのかどうかと、この点について現状で何か問題意識をお持ちかお聞きしたい。

(総務省)

まず、委員からの質問について、まず、固定資産台帳はこれから整備されていくので、整備をしてしっかり公表していく。これは膨大なものになるため、どのように公表するのがいいのかは、私どもから何かアドバイスのようなものが必要だとすれば、それは自治体とも話をしながら、そのやり方については考えていきたいと思っている。

最後のページで説明した、4ページの施設類型ごとの1人当たりの面積等の公表イメージは、財政状況資料集で私どもでもやるので、そういう意味では網羅的になるということ。

私のキャパシティでお答えできない質問もかなりあったような感じがし、委員のご質問について、私も税制部局にいたことがあるが、物納のほうは詳しくないが、恐らく全てが全てを物納させてくれとあって、はい、わかりましたとあって自治体とか国、税務署が受けるということではないと思う。そこは正直詳しくないが、仮に引き受けてしまえば、それは当然、この台帳に載ってくることにはなる。

(委員) こういうあぜ道でも載ってくるのか。

(総務省)

そういうものを引き受けるという決断というか、決定をすればということになる。

あわせて、委員の質問について、正直申し上げて、自治体の土地がいろいろ周辺の人とどのような状況にあって、それがどの程度の大きさになるのかは、私どもとしては承知をしていない。そういう意味では、固定資産台帳を整備していく中でそういう問題が見えてくる団体も当然あるかと思う。

時効取得の話をもう一度よろしいですか。私は質問の趣旨がよくわからなかった。

(委員)

国公有地を民間がずっと長らく問題なく使用していた場合に、国の場合だと、条件を満たせば時効取得を認めていると理解している。国から使用者に無償譲渡する制度というか、そういう運用が一部なされているのに対し、自治体の場合はそういうことを一切認めずに、訴訟でやっているのではないか。市民感情からすると当然そちらのやり方のほうが正しいという話を見聞きしたことがあり、その認識が正しいかどうかと、それについて何か問題意識をお持ちかどうかお尋ねした。

(総務省)

そこは確認したい。私の課だけではわからないことのような気がするので、関係部署とも話をして答えさせていただきたい。お許しいただきたい。

まさに「見える化」されたものを民間の方が見て、こういう土地であればこのように使うというやり方があるのではないかというような提案を民間のほうで自治体に働きかけていかれることを想定しているため、私どもとしては、こういう形で公表して、それに対して民間の方がどのように反応してくるかというか、当然、いい御提案であれば、まさにいろいろな手法を活用してうまくいくこともあるだろうし、そうでなければなかなかそうならない場合もあり、そういうことかと思う。

(国交省)

委員からの質問についてであるが、小松案件の出資者は、全国ネットである青山財産ネットワークスの、石川在住の投資家を含めた顧客であると伺っている。

(委員) 個人ですか。

(国交省)

個人か法人かは把握していない。クラウドファンディングの規模については、この場で数字を持ち合わせていないが、今回、不動産特定共同事業法の改正を検討している中で、関係会社からヒアリングを実施しており、東日本大震災で壊れた酒蔵を修復しながら運営を補助する方法等がかなり蓄積されていること、また、京都等の古民家をうまく活用したクラウドファンディングはかなり動きがあると聞いている。

委員からの質問についてであるが、現在は公的不動産利活用事業について、人口20万人以上の地方公共団体で平均2件程度の実施を目指すとされている

が、不動産特定共同事業は、小松案件でまだ開始されたばかりである。

また、法改正もにらみ、これまで東京や大阪を中心に実施されてきたが、今後は地方創生として活用できないか検討され始めた段階であると感じている。

委員からの質問についてであるが、有効活用やにぎわいが必要というのは、全くおっしゃるとおりである。最も小松案件は竣工が2017年秋の為、まだよくわからない。

ただ、前回説明した宮崎の駅前案件についても公有地の利活用であるが、実際に駅利用者、ホテル稼働率が増加しているとのことで、今後にもぎわいを創出していくことが非常に重要ではないかと考えている。

(委員)

そこもそうだったのですが、お話ししたのは、にぎわっているとしても、無理やり何かの形で税金を入れて、第三セクターとかそういう組織が賃料か何か税金的な引き下げみたいなことをやってにぎわっている場合でも、十分成功した事例と呼んでいいのかというところもどうかといった話だったので、それはちょっと。

(国交省)

案件によって、出資金等の割合は違ってくると思うが、それぞれの案件の中で、民間からの工夫された提案がなされて、実際ににぎわいにつながっていけば、それは一つの成功例ではないかと考えている。

(委員)

もちろんいいと思うが、例えば税金を毎年何億円かつぎ込んでにぎわっているとすると持続可能性も厳しいため、もちろん税金を使わずににぎわっている民間が入ってきたらいいと思うが、そういう視点も入れながらこの事例を見ていくのがいいかなと思う。

(国交省) 承知した。よく検討する。

(委員)

国交省のモデル事業支援について。平成28年度で江戸川区、市原市云々とあるが、国交省としては、モデル事業の支援とは具体的に何をするのか、説明いただきたい。金を入れるという話ではないのか。

（国交省）

基本的には事業そのものにお金を入れるわけではなく、マーケットサウンディングや提案募集方法等の事業スキームについてアドバイスしている。

最終的には、不動産証券化につながる形で支援できたら一番いいと考えながら選定をしている。

（委員）

平成28年度に幾つかの市が挙がっているが、これは具体的な案件があって、自治体側から手を挙げたということか。

（国交省） 自治体から具体的な案件について手を挙げてきている。